

令和 7 年 8 月 15 日

岩国市地域公共交通会議委員 各位

岩国市地域公共交通会議
会長 杉 岡 匡

令和 7 年度第 2 回岩国市地域公共交通会議の開催（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協議事項

(1) 由宇地区バスの一部路線における運行事業者の変更について

資料 1

本議題は、現在、主に防長交通株式会社（以下「防長交通」という。）が運行している「由宇地区バス」において、令和 7 年 11 月 1 日からその一部の路線について、防長交通による運行を取りやめ、株式会社岩国駅構内タクシー（以下「構内タクシー」という。）がその路線の運行を引き継ぐことを委員にお諮りするものです。

現在「由宇地区バス」では、岩国市由宇町内を運行（運行路線図については資料 1 の 1 ページ、運行時刻等については 2 ページに記載）しています。

この度の運行事業者の変更理由及び変更内容については、1 ページの「変更概要」欄に記載しています。

この度の運行事業者変更に伴い、減便は発生しませんが、車両サイズが現在の 23 人乗りバスから 10 人乗りの車両へと変更となります。

運行開始までのスケジュールにつきましては、2 ページの「運行開始までのスケジュール」欄に記載しています。

(2) 「由宇地区バス」における移動円滑化基準適用除外自動車の運行について

資料 2

本議題は、議題 1 でお諮りした由宇地区バスで、構内タクシーが運行に使用する車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づく適用除外認定を受けるにあたり、当会議の協議が必要となることから、この度、委員にお諮りするものです。

現在、交通事業者が新たな車両を導入する場合は、バリアフリー設備（スロープ、車いすスペースなど）などが整った車両の導入が義務付けられていますが、23 人乗り以下の小型の車両で運行する場合などにあっては、運行事業者が地方運輸局に申請し、認定を受けることで、こうした設備を装備しない車両でも運行が可能となります。

申請理由やこの度適用除外認定を受ける車両の概要等については、資料 2 に記載のとおりです。

2 協議方法

書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和 7 年 8 月 27 日（水）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 大野・山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp